

# ZENSATO Monthly

全里マンスリー

2017年7月号 VOL91.

2017年7月10日(月)(公財)全国里親会

## 台風第3号、梅雨前線による大雨で被災された皆様へ

この度の台風第3号及び梅雨前線による大雨により被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

被災地では、局地的に激しい雨のおそれがその後も続いていること、予断を許さない状況です。避難指示、避難勧告を受けておられる皆様の心痛をお察しするとともに、一刻も早く天候が回復することを、また一日も早く安心して生活できるよう願っております。

全国里親会では、被災地の里親会を通じて情報収集を図っており、必要な支援を行っていきたいと考えています。

みなさまのご健康と一日でも早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

2017年7月10日

公益財団法人 全国里親会 会長 河内 美舟

## 奨学金の推薦期間が延長になりました

日本学生支援機構が実施する平成29年度給付奨学金(返済義務のない奨学金)についてはすでに推薦の応募期間が終了していますが、8月4日まで延長されることになりました。里親家庭、ファミリーホーム、地域の里親会などを通じて制度を利用する可能性のある方にできるだけ周知をお願いします。

推薦については、高等学校が基準を満たす者を推薦することになっていますが、社会的養護を必要とする生徒は推薦基準を満たす者全員が推薦可能となっています。なお、推薦基準は、「特定の分野において特に優れた資質能力を有し、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者・進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みのある者」となっています。

社会的養護を必要とする学生・生徒には、とくに入学時に一時金として24万円が「月額」として振り込まれます。

詳しくは独立行政法人日本学生支援機構のホームページをご確認願います。また、全国里親会でも電話でのご相談を受け付けます。

## 法改正関連

6月、通常国会の会期末ぎりぎりに改正児童福祉法などが成立しました。

改正児童福祉法では、虐待を受けている児童などの保護を図るために、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあつた場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができるなど、児童の保護についての司法関与を強化する措置を講ずるもの。また、児童相談所長が行う一時保護について、親権者の意に反して2か月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならない、としています。

この改正児童福祉法の検討で、参議院厚生労働委員会はいくつか付帯決議をしていますが、そのなかに一時保護に

ついては「プライバシーに関して十分な配慮が行われ、個室化などの環境の改善を図り、入所時における教育を受ける権利の保障を」また「里親や民間NPO等への一時保護委託の活用を進めること」としています。なお、「性的マイノリティの施設入所者の存在を考慮し、適切な対応について研究を進めること」ともしています。

性犯罪の厳罰化を柱にする改正刑法も成立しています。性犯罪についての大規模改正は明治40年の刑法制定から初めてのこと。18歳未満の子どもに対する「監護者性交等罪」、「監護者わいせつ罪」が新設されました。あってはならないことですが、監護者(施設職員や里親も監護者に含まれます)によるこうした行為に、暴力や脅迫がなくても起訴できるようになりました。また、強姦罪の性別規定が撤廃され、こちらも児童福祉法同様、性的少数者(LGBTなど)への配慮を求める付帯決議がついています。

## 改正個人情報保護法と里親会名簿

5月末に改正個人情報保護法が施行になりました。これまで、取り扱う個人情報が5千件以下の場合は法の適用外だったのですが、改正法ではこの要件がなくなりました。これまで里親会の名簿は5千件を下回っており、役員にだけ児童相談所から提供されたりしてきましたが、これについても法に抵触することになります。

里親会の会員名簿の入手方法の見直しが必要になってきています。基本的には里親会が自ら収集した情報によって作成することが望ましいと言えます。児童相談所などで行う里親の登録証授与式に里親会の関係者が参加して、里親会に加入するメリットや活動内容を説明をして、独自に個人情報を集めなければなりません。そして入会届や加入継続確認書を発行する必要があります。

いくつかの里親会では、年度初めに新規登録里親の歓迎会を行い、新規登録里親には児童相談所から案内を出してもらっています。そして改めて、参加した里親に加入をお願いする、という方法をとっています。

個人情報法保護法では、個人情報を集める際には本人にその目的を明示したり、第三者への提供に同意を求めるなど名簿の扱いに注意が必要となります。

方法として、児童相談所が里親の個人情報を集める際に、里親会に提供することを伝え、それを通知したうえで集めることは可能でしょう。里親会としてはその個人情報に対して入会の意思を確認します。

里親会は里親支援の性格を持っているわけですから、ぜひ行政関係者に協力をお願いしたいのですが、個人情報の管理方法など会員の個人情報保護についての意識も高める必要があります。個人情報保護法の改正にあたって、里親会の会員名簿のあり方について皆さんで考えてみてはいかがでしょうか。